

【小規模多機能型居宅介護 じゃすみんの家】 重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して指定地域密着小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1	事業者.....	2
2	事業所の概要.....	2
3	事業の目的と運営方針.....	2
4	居室等の概要.....	3
5	事業実施地域、営業時間、定員等.....	3
6	職員の配置状況.....	4
7	当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
8	小規模多機能型居宅介護計画について.....	9
9	運営推進会議の設置.....	9
10	協力医療機関、バックアップ施設.....	10
11	非常災害時の対策.....	10
12	緊急時の対応方法.....	10
13	苦情の受付について.....	11
14	利用にあたっての留意事項.....	11
15	地域との連携の取り組み.....	11

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定にもとづき、利用申込者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 事業者

事業者（法人名）	有限会社 アウトソー
法人所在地	〒110-0015 東京都足立区西新井7丁目10番14号
電話番号及びFAX番号	電話 03-6904-4481 FAX 03-6904-4482
Eメールアドレス	baba.jasmine@nishiarai.com
代表者氏名	代表取締役 馬場 義和
設立年月日	平成13年9月 4日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着小規模多機能型居宅介護（指定地域密着介護予防小規模多機能型居宅介護）事業所 平成20年11月1日指定 事業所番号 1392100143
事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 じゃすみん扇
事業所の所在地	〒123-0841 東京都足立区西新井7丁目10番13号
電話番号及びFAX番号	電話 03-5647-9111 FAX 03-5647-9112
事業所責任者（管理者）	馬場 義和
開設年月日	平成20年11月1日

3 事業の目的と運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。
当事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> * 近くから歩いて来られる方、送迎が可能な距離にある方に楽しく利用していただく。 * 買物、洗濯、掃除など可能な限り家事に参加し、いつまでも健康を保っていただく。 * 楽しい食事、畑での収穫など、共同作業を通し、仲間を作っていただく。 * スタッフ全員で皆様の支援をいたします。

4 居室などの概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。

宿 泊 室	個室8室
食 堂	ダイニングテーブル4セット
居 間	ソファ、テーブル、液晶テレビ、空気清浄機
ト イ レ	2ヶ所（1ヶ所は車椅子使用可）
浴 室	共有1ヶ所（浴槽1ヶ所）
台 所	専用（システムキッチン、冷蔵庫、食器棚、電子レンジ）

*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

5 事業実施地域、営業時間、定員等

通常の事業実施地域	足立区 *原則として他地域の方は当事業所のサービスを利用出来ません。
営 業 日	営業日 年中無休
営 業 時 間	通いサービス 月～日 6：00～21：00 訪問サービス 随時 宿泊サービス 月～日 21：00～6：00 *受付・相談については、8：30～17：30
登 録 定 員	25名（通いサービス定員15名・宿泊サービス定員9名）

6 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	職務内容
ホーム長（管理者兼務）	名	名	名	事業内容調整
管理者	1名	名	1名	サービス提供責任・介護職員の指導
介護支援専門員	1名	名	1名	サービスの調整・相談業務
介護職員	8名	6名	名	日常生活の介護・相談業務
看護職員	名	1名	1名	健康チェック等の医療業務

主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
ホーム長（管理者）	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30
介護職員	8：30～17：30 10：00～19：00 16：00～9：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員	8：30～17：30

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約に対して以下の2つのサービスを提供します。

①	[利用料金が介護保険から給付される場合] 介護保険の給付対象となるサービス *契約書第4条参照*
②	[利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合] 介護保険の給付対象とならないサービス *契約書第5条参照*

① 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。各サービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

《 サービスの概要 》

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 調理場で利用者が、準備・調理等を行うことも心がけます。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	入浴または清拭を行います。 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
	機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定・体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
訪問サービス	<p>○利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。</p> <p>○サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含むは、無償で使用させていただきます。</p> <p>○訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・利用者又はその家族等からの金銭又は高価物品の授受 ・利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動営利活動 ・利用者又はその家族等に行う迷惑行為 	
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。	

《 サービス利用料金 》 *契約書第5条参照*

○ 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ月単位の包括費用額

利用料金は、1ヶ月の包括費用（月定額）です。

下記の料金表のように、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（A）から、介護保険給付金額（B）を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金 (A)	139,489 円	194,668 円	270,056 円	295,084 円	322,408 円
介護保険 給付金額 (B)	125,539 円	175,200 円	243,049 円	265,574 円	290,166 円
自己負担 (A) - (B)	13,950 円	19,468 円	27,007 円	29,510 円	32,242 円

介護度	要支援1	要支援2
料金 (A)	64,102 円	102,288 円
介護保険 給付金額 (B)	57,691 円	92,055 円
自己負担額 (A) - (B)	6,411 円	10,233 円

・月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、多かった場合どちらでも、日割りでの割引または増額はしません。入院中であっても同様とします。

・月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りし料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日」とは、利用者と当事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を指し、「登録終了日」とは、利用者と当事業者の利用契約を終了した日を指します。

- ・利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合・介護保険料の滞納がある場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。区の介護保険課へ提出すると償還されます。
- ・利用者に提供する食事および宿泊にかかる費用は別途いただきます。（次項②参照）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

○ 初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要になります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

料金（A）	9,891円
介護保険給付金額（B）	8,901円
自己負担額（A）－（B）	990円

○ 認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ（1か月あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所は日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上については認知症加算Ⅰを、要介護2であって認知症高齢者の日常生活自立度がⅡについては認知症加算Ⅱを算定して加算分の自己負担が必要です。

加算区分	認知症加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ
料金（A）	8,792円	5,495円
介護保険給付金額（B）	7,912円	4,945円
自己負担額（A）－（B）	880円	550円

○ 看護職員配置加算Ⅱ（1か月あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所は、常勤の准看護師を配置した場合は看護職員配置加算Ⅱを算定して加算分の自己負担が必要です。

加算区分	看護職員配置加算Ⅰ	看護職員配置加算Ⅱ
料金（A）	9,891円	7,693円
介護保険給付金額（B）	8,901円	6,923円
自己負担額（A）－（B）	990円	770円

○ サービス提供体制加算Ⅱ（1か月あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち常勤職員の占める割合が60%以上である場合にはサービス提供加算Ⅱを算定して加算分の自己負担が必要です。

加算区分	サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅲ
料金（A）	5,495円	3,846	3,846
介護保険給付金額（B）	4,945円	3,461	3,461
自己負担額（A）－（B）	550円	385	385

○ 介護職員処遇改善加算（1か月あたり）

厚生労働省の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施していると区へ届けている事業所の加算の自己負担が必要です。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金 (A)	6,343 円	8,660 円	12,406 円	13,747 円	14,395 円
介護保険 給付金額 (B)	5,708 円	7,794 円	11,165 円	12,372 円	12,955 円
自己負担 (A) - (B)	635 円	866 円	1,241 円	1,375 円	1,440 円

② 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

《 サービスの概要と利用料金 》

食事の提供（食事代）	ご契約者に提供する食事に要する費用です。 朝食 350円 昼食（おやつ代を含む）650円 夕食 600円
宿泊に要する費用	一泊 2,000円
事業実施地域以外の 送迎費及び交通費	通常の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です 1kmあたり100円
おむつ代	リハビリパンツ 1枚 100円 尿取パット 1枚 50円
レクリエーション、クラブ 活動	ホームが主催する行事や、ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動等を行います。ご利用者様には参加していただくことができます。 材料費等実費をいただくことがあります。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①, ②の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、現金にて翌月5日までにお支払いください。

尚、事情により現金支払いができない場合は、銀行振込みも可能です。

【銀行振込みの場合】	朝日信用金庫 西町支店 普通預金 口座番号 0417232 名義) 有限会社アウトソー 代表取締役 馬場 義和
------------	--

④ 利用料の中止・変更・追加 *契約書第5条参照*

・ 利用予定日の前に、ご契約者のご都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として、サービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

・ ①の介護保険給付対象サービスについては、利用料金が1ヶ月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も、1ヶ月の利用料金は変更されません。

ただし、②の介護保険給付対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出た場合、取消料として下記料金をいただく場合があります。ご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日前日までに申し出がある場合 …… 無料

利用予定日前日までに申し出がない場合 …… 当日利用料金（自己負担相当額）の50%

・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。

9 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言をうけるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

委員の構成	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市町村職員 ・地域包括支援センター職員 ・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期	2ヶ月に1回開催します。
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

等潤病院	所在地	東京都足立区一つ家4-3-4
	電話	03-3850-8711
山田歯科	所在地	東京都足立区六月3-2-13
	電話	03-3854-4618
江北クリニック	所在地	東京都足立区江北6-30-20
	電話	03-3854-3123

11 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

非常災害時の対応方法	事業所内緊急連絡体制の確立 関係機関への通報 従事者の役割分担
平常時の訓練等	従事者の火の始末の点検 防火管理者のチェック
消防計画等	消防署への届け出 防火管理者 馬場 朝子
防犯防火設備 避難設備等の概要	・住宅用自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・消火器 ・スプリンクラー ・消防用非常通報

12 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法	容体の確認と応急処置を行う 119番するとともに主治医へ連絡して指示を受ける ご家族へ連絡する	
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地 電話番号	
家族等	①緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	
	②緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

1.3 苦情の受付について（契約書第18条参照）

○当事業所における苦情の受付 介護支援専門員 高橋 順子
受付時間 月～金 8：30～17：30

○行政機関その他苦情受付窓口

- ・ 足立区介護保険課 東京都足立区中央本町1-17-1
03-3880-5111
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日は閉館）
- ・ 福利擁護センターあだち 東京都足立区千住仲町19-3
03-5813-3551
受付時間 8：30～17：15（土・日・祝祭日は閉館）
- ・ 国民健康保険団体連合会 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
03-6238-0177
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日は閉館）

1.4 サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1.5 地域との連携の取り組み

当事業所では周辺住民のご協力を得て、利用者とともに生活をしていくように連携を図ります。

- 1 事業所で主催する行事において、地域住民の方の積極的な参画に向けて、日ごろからネットワークづくりを行う。
- 2 地域でのお祭りなどの行事には、運営委員として職員を派遣して、利用者には行事を楽しんでいただいて、地域との交流を図る。
- 3 地域の定期清掃作業に職員と利用者で参加する。
- 4 避難訓練、消防訓練に地域の住民と、地元消防署と消防団の協力をすすめる。
- 5 食料品や日用品のお買いものとか、床屋や花屋さんやうどん屋さんの利用を通じて地域との交流をはかる。また、行方不明が出た場合の検索ネットワークとして活用させていただく。
- 5 中学生・高校生の職場体験活動の場として、見学として事業所を提供する。
- 6 ボランティアの受け入れを行う。

平成 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護 じゃすみんの家

説明者氏名

印

私は、本書面にもとづいて、事業者から重要事項の説明を確かに受け、指定地域密着小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

家族代筆住所

氏名

印